

令和 6 年 9 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 9 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 高 橋 潤 一
主 査 松 嶋 広 晃	

事務局 それでは、これより令和 6 年 9 月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しており
ますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さんこんにちは。本日も審議事項がありますので、慎重審議の上、総会がスムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和6年9月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和6年9月25日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1番：鈴木 伸一 委員」と「2番：赤石 忠秋 委員」の両名にお願いいたします。

議案第1号

議 長 日程第1議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和6年9月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。番号1番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、一般住宅、1棟。平成2年に一般住宅を建築する計画を立てていたが、建設業者との話がまとまらず計画を断念していた。今回息子夫婦が新築住宅を計画しており、申請地を使用貸借にて継承したく申請するもの。農地法第5条同時申請。第2種農地。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長 番号1番について、笠懸第10区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、岩崎です。地図の5番をご覧ください。場所は西鹿田の古墳群の入り口付近になります。今まで雑草地でありましたが、周辺はコの字に住宅が建っており、

何の問題のない土地と考えるので慎重審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 9 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。申請件数は 5 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、一般住宅用地、売買。現在、桐生市の借家に居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅を建てたく申請するもの。大間々用水土地改良区・第 6 工区、第 3 種農地
番号 2 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、臨時駐車場用地（一時転用）、使用貸借。申請地周辺はひまわりの群生地であり、9 月から 10 月にかけて多くの方が訪れるが、駐車場が足りないことから申請地を一時転用するもの。農用地区域、令和 6 年 10 月 25 日まで。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議長 番号 1 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 1 番をご覧ください。大間々尾島線を大間々町から笠懸町に入り、「はなりき」の葬儀場を過ぎて、新しくできた十字路を左折して 200 メートル進んだ左側に大型ハウスがあります。その隣が申請地であり、両側にはすでに住宅が建っており、何の問題もないと考えるので、慎重審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 2 番をご覧ください。申請地は大間々尾島線を大間々町から笠懸町に向かって行くと、右側に「サハラオート」という中古車屋があります。そこを右折して「サハラオート」のすぐ隣が申請地となります。何の問題もないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。
続きまして、番号 3 番、番号 4 番について、事務局よりお願いいたします。

事務局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。
番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、臨時駐車場用地（一時転用）、使用貸借。申請地周辺はひまわりの群生地であり、9 月から 10 月にかけて多くの方が訪れるが、駐車場が足りないことから申請地を一時転用するもの。農用地区域、令和 6 年 10 月 25 日まで。
番号 4 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、露天残土置場用地、売買。現在、土木事業を営んでいるが、残土置場を新たに求めたく探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったため申請するもの。大間々用水土地改良区・第 6 工区、第 3 種農地。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 3 番をご覧ください。先ほどの事案と同じところですけど、笠懸の温泉の源泉地、及び「ひまわりまつり」のメインの通りの両側です。三角形の土地は展望台がつけられるところです。こちらも一時転用で何ら問題な

いかと思いますので慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 4 番をご覧ください。これも同じく大間々尾島線を笠懸方面に向かい「はなりき」を過ぎた十字路を左折しまして、200 メートル進んだ左側に「いしはら動物病院」がございます。その道反対にある場所なのですが、この土地は、ここ何年、何にも使っておらず、他に迷惑をかけることはないかと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。
続きまして、番号 5 番について説明をお願いします。

事務局 続きまして、番号 5 番についてご説明いたします。
番号 5 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、一般住宅用地、使用貸借。現在、アパートで生活しているが、子どもの将来を考えた際、戸建ての一般住宅が必要と判断し、本件を申請するもの。第 2 種農地。以上 1 件について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、笠懸第 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、岩崎です。先ほどの計画変更と同じ申請地で、こちらは農地法第 5 条の申

請となります。何ら問題ないかと思いますので慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 3 議案第 3 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 6 年 9 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 3 件、再設定が 4 件ございます。

はじめに新規設定からご説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号 1 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番、東町荻原、台帳、現況とも畑になります。

番号 3 番、東町荻原、台帳、現況とも畑になります。

新規設定 3 件の地積合計は、6,922 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定番号 1 番から番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

小林推進委員 番号 2 番、番号 3 番について、借り手が住友林業なのですが、内容はなんですか。

事 務 局 カラ松の育成ということで聞いております。

議 長 他に質問がある方はお願いいたします。
意見等ないようですので、新規設定番号 1 番から番号 3 番について採決をいたします。新規設定番号 1 番から番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定番号 1 番から番号 3 番の申請は可決いたします。
それでは、再設定の利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、再設定について説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用
権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおり
になります。

番号 1 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 3 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 4 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

新規設定 4 件の地積合計は、6,829 m²となります。よろしくご審議のほど、お願
いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。再設定番号 1 番から番号 4 番につきまして、ご意
見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、再設定番号 1 番から番号 4 番について採決をいたしま
す。再設定番号 1 番から番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、再設定番号 1 番から番号 4 番の申請は可決いたします。
ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 9
月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 9 月 25 日 午後 2 時 15 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

1 番委員

鈴木 伸一

2 番委員

赤石 忠秋